で、九八五から九八七まで、字深谷九八八の一、九八八の二、九八九から九九三まで、九九四の一、九九四の二、九九五から一〇〇一まで、字狭岩奥之谷一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九の一から一〇〇九の一〇まで、一〇一〇、一〇一一、字太郎右衛門谷東平一〇一二から一〇一五まで、字稗山一〇二五、一〇二六、字平岩一〇三五の一から一〇三五の三七まで、一〇三八から一〇四七まで、一〇四八の一、一〇四八の二、字舩ケ谷西平一〇四九の一、一〇四九の三から一〇四九の七まで、一〇五〇から一〇五四まで、字茗荷谷一〇九七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇九七の二から一〇九七の四まで、一〇九八、一〇九九、字ず里の谷東平一一〇〇・一一〇一の一・一一〇一の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇一の三から一一〇一の五まで、一一〇二、一一〇三、一一〇八、一一〇九、字御崎谷一一一四の一、一一一四の四、字大平一一二三の一から一一二三の六まで、一一二四の一、一一二四の二、一一二五から一一三〇まで、字瀧谷平一一三三の一から一一三三の五まで、一一三四の一から一一三四の三まで、一一三五の一、一一三五の二、一一三六から一一三八まで、字坂ノ上西平一一三九の一、一一三九の二・一一三九の三・一一三九の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四〇、一一四一（次の図に示す部分に限る。）、一一四二、一一四三、字岩見谷一一八九の一から一一八九の四まで、字権現谷一一九〇の一、一一九一、字岩見谷口西平一一九二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十二年五月十三日農林省告示第七百十一号（一、三及び五に係るものに限る。）、昭和四十三年二月二十日農林省告示第百六十八号（二及び十に係るものに限る。）、昭和四十四年十二月十二日農林省告示第千九百二十七号、昭和四十八年十月十八日農林省告示第千九百十七号（三に係るものに限る。）、平成九年七月一日農林水産省告示第千百九十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十一日農林省告示第七百九十二号（二及び三に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十五号、昭和四十一年十月十三日農林省告示第千百九十九号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十一日農林省告示第五百四十二号、昭和五十八年十月十五日農林水産省告示第千八百六十二号、平成三年三月十六日農林水産省告示第三百二十九号（二に係るものに限る。）、昭和四十一年三月二十三日農林省告示第三百六十三号、昭和四十三年六月十一日農林省告示第七百九十二号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百五十一号、昭和四十六年三月二十六日農林省告示第六百一号（三に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十九日農林省告示第六百八十号、昭和四十二年三月二十五日農林省告示第四百五十五号、昭和四十八年三月二十四日農林省告示第六百十七号、昭和五十七年七月六日農林水産省告示第千九十九号、昭和五十八年十二月十二日農林水産省告示第二千四百五十一号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十九号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百一号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年四月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

別表補助金等の名称の欄中「交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金」、「公共交通移動円滑化設備整備費補助金」及び「鉄道駅移動円滑化施設整備事業費補助」を削り、「高効率船舶等技術研究開発費補助金」の次に「モーダルシフト等推進事業費補助金」及び「鉄道施設安全対策事業費補助金」を加え、「物流連携効率化推進事業費補助金」を削り、「鉄道軌道輸送対策事業費補助金」を削り、「ＬＲＴシステム整備費補助金」を削り、「鉄道駅総合改善事業費補助」の次に「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を加え、「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金」及び「離島航路補助金」を削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2　平成二十二年度以前の補助金等で平成二十三年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百二号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年四月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

表を次のように改める。

会計	項目	摘要
一般会計	道路環境等対策費	
	低公害車普及促進対策費補助金	
	地球温暖化防止等対策費	
	モーダルシフト等推進事業費補助金	
	公共交通等安全対策費	
	鉄道施設安全対策事業費等補助金	鉄道施設安全対策事業費補助金に限る。
	地域公共交通維持・活性化推進費	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものを除く。
	観光振興費	
	海上交通低炭素化促進事業費補助金	
	観光圏整備事業費補助金	
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	
	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係るものに限る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十二年度以前の予算に係る国土交通省所管の補助金等で平成二十三年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお従前の例による。